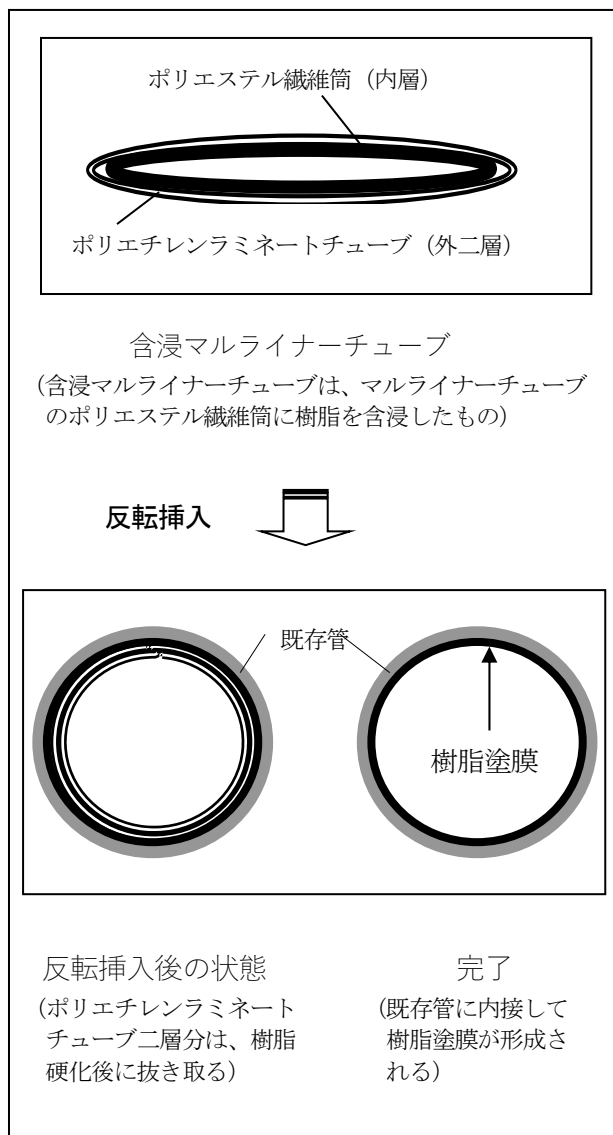




[審査証明番号/有効期限]	BCJ-審査証明-57/2029年9月14日
[技術の名称]	排水管更生技術「マルライナー工法」
[依頼者(審査証明取得者)]	株式会社 マルナカ

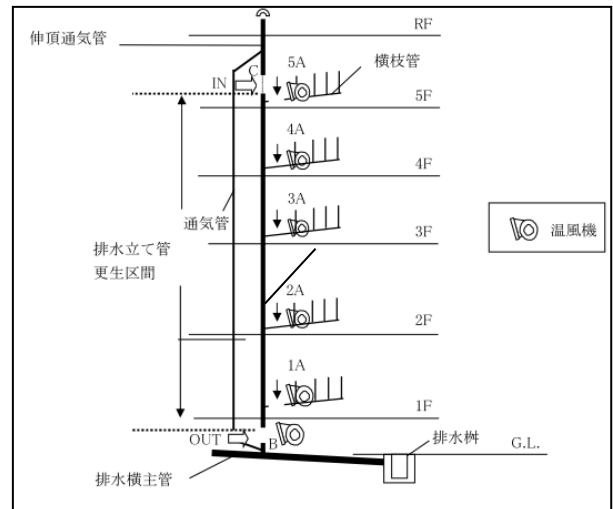
【技術概要】

マルライナー工法は、既存集合住宅の劣化した排水立て管を、マルライナーチューブを用いて更生する技術である。マルライナーチューブは、内層をポリエステル繊維筒編み、外二層を特殊ポリエチレンチューブとする三層で構成されている。マルライナーチューブ内にエポキシ樹脂を含浸させた含浸マルライナーチューブを排水立て管内に芯材内層と外二層を反転させながら空気圧で配管の中に挿入し、内層のポリエステル繊維筒が排水立て管に内接しながら伸張して、パイプ形状の樹脂塗膜を形成する。



【マルライナー工法の概要図】

マルライナー工法の主要な工程の作業標準を排水管路系統図で示す。



【排水管路系統図例】

【開発の趣旨】

既存集合住宅の劣化した排水立て管の更生を目的とし、配管を取り外すことなく、管の内側に均質で厚い樹脂塗膜を形成することができ、さらに、異なる径の管が接続された配管、曲がり管及び孔のあいた管についても適用できる工法を開発する。

【開発目標及び審査証明結果】

本技術について、前記の開発の趣旨及び開発の目標に照らして審査された結果は、以下のとおりである。

- (1) 更生する既存排水立て管の付着物や錆の除去が塗膜下地として十分な程度に行えるものと判断される。
- (2) 厚さ 1.5mm 以上の塗膜が均質に形成できるものと判断される。
- (3) 立て管に孔がある場合でも実用に耐える塗膜が形成できるものと判断される。
- (4) 立て管と横枝管の分岐継手部においても耐久性のある塗膜が形成できるものと判断される。
- (5) 形成した塗膜が溶出し、排水に悪影響を及ぼさないものと判断される。

【本技術の問い合わせ先】

企業名：株式会社マルナカ

部署名：営業部

担当者名：矢田 大樹

TEL：0463-79-6161

FAX：0463-79-6160

技術紹介サイト

<https://www.maruliner-honbu.co.jp>

